

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法

1 . 案内情報

手続名:

土砂等運搬大型自動車の使用廃止の届出

手続根拠:

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法第5条

手続対象者:

土砂等の運搬の用に供するため大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなった者

提出時期:

当該大型自動車を土砂等の運搬の用に供しないこととなった日から30日以内

提出方法:

土砂等運搬大型自動車使用廃止届出書を当該大型自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局長等に提出して下さい。

手数料:

なし

添付種類・部数:

当該大型自動車の自動車検査証

申請書様式:

土砂等を運搬する大型自動車による交通事故の防止等に関する特別措置法施行規則第2号様式

記載要領・記載例:

提出先となる運輸支局等貨物(輸送)課にお問い合わせ下さい。

2 . 窓口情報

提出先:

当該大型自動車の使用の本拠の位置を管轄する運輸支局等貨物(輸送)課

受付時間:

提出先にお問い合わせ下さい

相談窓口:

提出先にお問い合わせ下さい

3 . 手続情報

審査基準:

なし

標準処理期間:

なし

不服申立方法:

行政不服審査法の規定による